

「景観行政における今後の施策展開の方向性について」(H28.12 景観審議会景観形成部会 答申)における提言に対応した取組

| 提言       |  | 提言に対応した取組   | これからの取組   |
|----------|--|---|---|
| 広域的な観点から | <p>1 <b>複数市町にわたる広域的な景観形成の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史や文化をはじめ、何らかのつながりが複数の市町にわたって存在する地域については、<b>県が広域的な景観の形成</b>を行うこと。</li> <li>個別の景観形成地区等の指定、住民による景観協定の締結等と合わせて、これらの地区をつなぐ広域景観形成地域を指定すること。</li> <li>広域景観形成地域の中に景観行政団体である市町を含む場合には、<b>県が市町に連携をよびかけ、調整を図る</b>こと。</li> </ul>                                     | <p>① 広域景観形成地域において、景観法による景観計画を定める市町の区域についても広域景観形成基準を適用するよう条例改正を行った。(H29年度)</p> <p>② 景観行政団体である養父市において、県景観条例による従前の景観施策を継続することとした。(H29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>養父市が景観計画を策定する際に、景観条例による景観形成地区等の指定や大規模建築物等の届出制度等の景観施策の継続について、協議・調整を行った。</li> </ul>        | <p><b>継</b>淡路地域において、<b>広域景観形成地域の指定を検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」でとりまとめられた「観光ビジョン」で、観光地の魅力向上を図るべき主要な地域として、淡路3市が指定されたため、広域景観形成地域の指定に向けた調整・検討を進める。</li> </ul>  |
|          | <p>2 <b>まちづくりのテーマ間・市町間の連携及び調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他部局事業で整備された結果も地域の景観を形成する要素となる。</li> <li>古民家など地域の景観資源を活用して収益を上げ、それを地域の活性化や景観の維持向上につなげている例もある。</li> <li>このような農地保全や観光、地域活性化等、景観以外の<b>多様なテーマで行われるまちづくりが良好な景観の形成にも貢献</b>するよう、また、良好な景観の形成もそれらのまちづくりに貢献するよう、<b>他部局、市町、地域のまちづくり団体等と連携・調整を強化</b>すること。</li> </ul> | <p>① 宍粟市山崎町山崎地区において、歴史的景観形成地区の指定により、まちづくりの取組を景観面から支援した。(H29～R元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>古い町家を店舗等に再生し、まちの賑わいを取り戻す「よいまちプロジェクト(山崎中心市街地活性化委員会)」の取組支援を行なった。</li> <li>景観形成支援事業により、景観形成地区内の建築物の修景に係るアドバイザー派遣や工事費の支援を行なった。(本家門前屋 随陽寺 他)</li> </ul>           | <p><b>新</b>地域の魅力ある隠れた景観を掘り起こす制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成地区等や景観形成重要建造物等の指定されていないもの、地域特有の外観意匠や歴史・文化を有する貴重な景観を条例に位置づける。(重み付け)</li> <li>外観意匠や歴史文化など、共通する景観要素をもつ県内各地の建造物等をシリーズ化、また、その建造物等の景観が生み出された背景をストーリー化する。</li> <li>シリーズ化やストーリー化に当たっては、県民が興味を抱くようなタイトルとする。</li> </ul> |
|          | <p>3 <b>情報発信・広報の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観まちづくり活動の成果や地域の魅力について、地域内外に向けて情報を発信し、広報を行うこと。どのような情報が求められているかを分析し、発信すべき情報を編集すること。</li> <li>歴史や文化などの<b>ストーリー性をもつ情報</b>に構築するなどの工夫や、<b>ターゲットに合わせた広報媒体活用</b>などに取り組むこと。</li> </ul>   | <p>① ひょうごの景観ビューポイント150選について、SNSを活用した情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公式のインスタグラムとツイッターを開設し、フォロワーがインスタグラムで1万人超、ツイッターでは5千人超となった。(H30年度～)</li> <li>学校や図書館等にパンフレットや冊子を配布し、景観の魅力について周知を図った。(H31年度～)</li> </ul>  | <p><b>拡</b>アニメ等による情報発信と出前講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若者に気軽に景観について、関心や知識を持ってもらうよう、アニメや漫画を作成し、SNSで配信する。</li> <li>アニメや漫画の制作に当たっては、高校生や大学生など若者の参画を促す。</li> </ul>   |
|          | <p>4 <b>景観教育・意識啓発・専門家育成の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観資源の存在に気づいてもらい、その景観資源を愛でる力を養うため、<b>景観教育や意識啓発の取組を強化</b>すること。</li> <li>景観まちづくり専門家は常に技術力の向上が求められていることから、<b>専門家の技術力向上のための機会の提供</b>等の支援を行うこと。</li> </ul>  | <p>① 小中学生への出前講座を実施している。(R3年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>150選を題材に、身近にある景観資源についての意識の向上を図っている。</li> </ul> <p>② 景観行政セミナーやひょうご景観会議を開催している。(H29年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観行政の動向、市町やヘリテージマネージャーにおける取組事例の紹介、職員の能力研鑽、育成に努めている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学生を対象とした出前講座において、アニメや漫画を活用して、わかりやすく説明し、興味を持ってもらう。</li> <li>観光ボランティアガイドや大学生等を対象に、出前講座の講師を募集し、景観の意識啓発の担い手として参画してもらう。</li> </ul>  |
|          | <p>5 <b>専門家の技術力の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>景観まちづくり専門家の派遣や相談体制の運営</b>に求められるノウハウは継続して一定数の派遣等をマネジメントしてこそ培われる。<b>大規模な市以外では市町単独での制度の維持は難しく、広域行政団体としての県の役割</b>。</li> <li>景観形成地区指定等の節目だけでなく、地区指定後の景観基準運用段階での課題等を気軽に相談できる、専門家への相談体制を整備すること。</li> </ul>   | <p>① 地区指定や建築物の修景等について、景観まちづくりコンサルタント等を派遣している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宍粟市山崎町山崎地区の歴史的景観形成地区の指定及び三木市三木地区の歴史的景観形成地区の指定を検討するに当たり、景観まちづくりコンサルタントを派遣した。(H30～R2年度)</li> <li>「ひょうご近代住宅100選」の維持管理に関して、景観アドバイザーを派遣している。(H23年度～)</li> </ul>                       | <p><b>拡</b>景観形成支援事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観遺産の登録や活用のためのアドバイザーを派遣する。</li> <li>新たな県施策の調査・検討及び検証に必要な経費を支援する。</li> </ul>   |

| 提 言                                  |  | 提言に対応した取組   | これからの取組  |
|--------------------------------------|--|---|--|
| 先<br>進<br>的<br>な<br>観<br>点<br>か<br>ら | 6 「視点場」の導入<br>・これまで保全・創造を行ってきた <u>景観が効果的に見える場所</u> の発見や整備が必要であることから、景観形成に「 <u>視点場</u> 」の <u>概念を導入</u> すること。  | ① 素晴らしい景観が見ることができる場所として、県民投票等により、「ひょうごの景観ビューポイント 150 選」を選定した。(H30 年度)   | <b>新</b> 重点区域及び重点基準の指定制度の創設<br>景観が効果的に見える場所の整備を行う。<br>・景観条例を改正し、150 選で選定された「視点場」を条例に位置づける。<br>・景観形成地区や広域景観形成地域内で、150 選に選ばれた「視点場」と、そこから見える区域を「重点区域」として指定する。<br>・「重点基準」による修景指導の強化と手厚い支援を実施し、県民が訪れる目標となる地区の顔づくりを推進する。 |
|                                      | 7 担い手の育成・確保<br>・ <u>地区の景観まちづくり活動を担うことができる人材を育成</u> すること。<br>・景観まちづくりのエリアは、景観資源の維持・管理の担い手確保が可能なエリアに配慮して設定すること。  | ① 景観形成地区の指定に向けて、自治会役員や住民を対象に勉強会を実施した。<br>・宍粟市山崎町山崎地区での指定に当たって、関係自治会長を対象に地区の景観の特性や目指すべき方向性について、一緒に議論や検討を重ねた結果、自治会長自ら住民に働きかけて、景観形成に対して理解を求めたり、景観形成地区指定の働きかけを行なった。(H30～R 元年度)<br>② 小中学校を対象に 150 選の出前講座を実施している。(R2 年度～)<br>・将来のまちづくりを担う人材を育成するため、景観まちづくり活動に関心を持ってもらう契機としている。<br>③ 三木市三木地区において、地域住民が立ち上げた三木城下町まちづくり協議会で、景観ガイドラインの策定や住民協定の締結など景観まちづくり取組が活発に行なわれてきた。これらの活動範囲を景観形成地区として指定することとしている。(R2 年度～) | <b>継</b> 取組みを継続し、県内各地での景観まちづくりが進むよう、働きかけていく。   |
|                                      | 8 <b>新たな配慮要素への対応</b><br>・ <u>景観への配慮を要する建築物・工作物が新たに出てきた場合</u> 、県が市町に先立ち、 <u>先進的に対応</u> を行うこと。<br>・ <u>景観以外の課題に対応する部局と連携</u> し、県が行う新たな課題への対応の一翼をしっかりと担うこと。 | ① 社会問題化してきた太陽光発電施設等について、条例を制定し、適切な運用に努めている。<br>・太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の設置等に関する基準において、景観の調和に関する基準を設けた。(H29 年度)<br>・一定規模以上の発電用風力設備についても景観アセス制度の対象とした。(H18 年度～)   | <b>継</b> 取組みを継続するとともに、情報収集に努める。  |